

浜松市建設工事の予定価格の入札前公表要領

(目的)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事の予定価格を入札執行前に公表（以下「事前公表」という。）することにより、建設工事の入札に係る手続の透明性の向上及び競争性の確保を図るとともに、入札に係る不正な行為を抑止することを目的とする。

(対象工事)

第2条 予定価格を事前公表する建設工事は、浜松市建設工事入札・契約庁内調整会議幹事会の審議を経て、指定するものとする。

(公表方法)

第3条 事前公表の方法は、一般競争入札にあつては公告文に記載し、指名競争入札にあつては指名通知書に記載するとともに、契約担当課において閲覧に供するものとする。

(事前公表の対象とした入札に係る措置)

第4条 予定価格を事前公表した入札にあつては、入札回数は1回とする。この場合において、落札者がいないときは、浜松市建設工事執行細則第11条第3項各号の定めるところによるものとする。

(工事費内訳書)

第5条 入札に際しては、入札参加者から工事費内訳書の提出を義務付けるものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。